

内閣官房令、内閣府令、総務省令、
法務省令、外務省令、財務省令、
○文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、第 号
経済産業省令、国土交通省令、環境省令、
厚労規制委員会規則、防衛省令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

防衛大臣 岸 信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一
部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十

六年）の内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、文科科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第三号の次に次の一号を加える。

三の二 内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び
環境省

附 則

この命令は、公布の日から施行する。